

宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に基づく窓口案内表



本案内表は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号(重要事項説明)に列挙された各法令の担当窓口を一覧にしたものであり、各法令について担当窓口が全て管轄していることを示すものではありません。

号	法令名	区域等の確認方法 GM:ガイドマップかわさき HP:ホームページ	担当窓口 建)建設緑政局 ま)まちづくり局 経)経済労働局 教)教育委員会	場所 本庁舎周辺見取図は裏面に記載	電話
4	【都市緑地法】(特別緑地保全地区内の許可)	地区はGMで確認可能 許可要件等は担当窓口に関合せ	建)みどりの保全整備課	本庁舎17階	044-200-2381
	(緑地協定)	(市内で宮崎4丁目地内の一区域のみ)	建)グリーンコミュニティ推進室	本庁舎17階	044-200-2380
5	【生産緑地法】 (生産緑地地区内の建築制限)	地区はGMで確認可能 制限等は市HPで確認可能	経)農地課	高津区梶ヶ谷2-1-7	044-860-2461
7	【景観法】 (景観計画区域内の届出・形態意匠条例の制限)	区域はGMで確認可能 届出、制限等は市HPで確認可能	ま)景観・地区まちづくり支援担当	本庁舎19階	044-200-3022
8	【土地区画整理法】 (事業区域(施行中)内における許可・制限)	各地区はGMで確認可能			
	登戸・遊園地区	制限等は市HPで確認可能	ま)登戸区画整理事務所	多摩区登戸1891番地1 第3井出ビル4階	044-933-8511
	戸手地区	制限等は担当窓口に関合せ	ま)地域整備推進課	本庁舎19階	044-200-3011
18	【都市再開発法】 (建築行為等の制限)	各地区はGMで確認可能	ま)地域整備推進課	本庁舎19階	044-200-3011
23	【港湾法】 (港湾区域、港湾隣接地域内の許可)	港湾区域は担当窓口に関合せ 港湾隣接地域は市HPで確認可能	港湾局港湾管理課	川崎区東扇島38-1	044-287-6024
	(臨港地区区分区域内の規制)	臨港地区はGMで確認可能	港湾局経営企画課	本庁舎16階	044-200-3073
25	【公拡法】 (都市計画施設等区域内の土地譲渡に関する届出)	届出要否等は市HPで確認可能	財政局資産運用課	本庁舎16階	044-200-0563
26	【農地法】 (農地等の権利移動・転用の制限)	制限等は市HPで確認可能	農業委員会事務局	高津区梶ヶ谷2-1-7	044-860-2461
27	【宅地造成及び特定盛土等規制法】 (宅地造成等工事規制区域内の許可)	区域はGMで確認可能			
	中原区・高津区・宮前区 川崎市・幸区・多摩区・麻生区	許可要件等は市HPで確認可能	ま)宅地審査課	本庁舎18階	044-200-2726 044-200-2728
28	【マンション建替え円滑化法】(容積率緩和) (総合設計許可(要除却認定マンションが許可対象))	許可の有無は担当窓口に関合せ	ま)建築指導課	本庁舎18階	044-200-3007
35	【地域生物多様性増進法】 (生物多様性維持協定)	協定締結の有無について市HPで 確認可能	環)企画課	本庁舎20階	044-200-3720
38	【河川法】 (河川区域・河川保全区域内制限)				
	下記以外 川崎市管理の河川	区域は担当窓口に関合せ(河川保全区域なし)	建)河川課	本庁舎17階	044-200-2903
	多摩川、鶴見川、矢上川(国管理区間) 平瀬川、二ヶ嶺本川、三沢川、矢上川(県管理区間)等	区域・制限等は国HPで確認可能 区域・制限等は県HPで確認可能	国土交通省 京浜河川事務所 神奈川県 川崎治水センター	横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1 多摩区生田4-25-1	045-503-4000 044-380-7767
39	【特定都市河川浸水被害対策法】 (特定都市河川流域に関連する制限)	市内は鶴見川流域のみ指定 区域等は国HPで確認可能	建)河川課	本庁舎17階	044-200-2904
40	【海岸法】 (海岸保全区域内の制限)	区域は担当窓口に関合せ	港湾局港湾管理課	川崎区東扇島38-1	044-287-6024
44	【急傾斜地法】 (急傾斜地崩壊危険区域内の制限)	区域はGMで確認可能 制限等は県HPで確認可能	神奈川県 川崎治水センター	多摩区生田4-25-1	044-380-7767
45	【土砂災害防止法】 (特別警戒区域内の特定開発行為の制限)	区域はGMで確認可能 制限等は県HPで確認可能	神奈川県 川崎治水センター	多摩区生田4-25-1	044-932-7193
46	【森林法】 (民有林開発行為許可・保安林の制限)	制限等は担当窓口に関合せ 保安林区域はGMで確認可能	経)農業振興課	高津区梶ヶ谷2-1-7	044-860-2462
48	【道路法】 (道路予定区域内の制限)	都市計画道路(事業中間区)は 市HPで確認可能 市道改良事業区域は担当窓口に関合せ	建)道路整備課(川崎・幸・中原・高津) 建)道路整備課(宮前・多摩・麻生) 建)施設維持課	本庁舎17階	044-200-2767 044-200-2724 044-200-2819
	51	【土地収用法】 (事業認定後の土地の保全)	(事業担当課)	-	-
	52	【文化財保護法】 (重要文化財及び史跡名勝天然記念物の制限・保全等)	埋蔵文化財はGMで確認可能 重要文化財等は市HPで確認可能	教)文化財課	南庁舎4階
53	【航空法】 (建造物の高さ制限等)	制限区域等は国HPで確認可能	国土交通省 東京空港事務所	東京都大田区羽田空港3-3-1	03-5757-3002
54	【国土利用計画法】 (一定面積以上の土地に関する権利の移転に伴う届出)	届出要件等は市HPで確認可能	財政局資産運用課	本庁舎16階	044-200-0563
57	【土壌汚染対策法】 (要措置区域・形質変更時要届出区域内の制限等)	区域・制限等は市HPで確認可能	環境局環境保全課	本庁舎20階	044-200-2534
58	【都市再生特別措置法】 (居住誘導区域外・都市機能誘導区域外における届出)	区域はGMで確認可能 届出要否等は市HPで確認可能	ま)都市計画課	本庁舎19階	044-200-2720
61	【災害対策基本法】 (指定緊急避難場所・指定避難所に関する届出)	指定場所等は市HPで確認可能	危機管理本部危機管理部	本庁舎6階	044-200-3134

※各窓口では正確性を期するため、電話でのお問い合わせをお断りしている場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3について

- 第1号の造成宅地防災区域及び第3号の津波防災警戒区域は本市未指定。(なお、本市独自の津波浸水予測は津波ハザードマップ(市HP)で確認可能)
- 第2号の土砂災害警戒区域はGM、第3号の2号の洪水浸水想定区域は洪水ハザードマップ(市HP)、雨水出水浸水想定区域は内水ハザードマップ(市HP)、高潮浸水想定区域は高潮ハザードマップ(市HP)でそれぞれ確認可能

以下の該当しない項目については、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号における法令条文において該当しないことを示すものであり、川崎市において法令自体が該当しないことを示すものではありません。

<p>宅地建物取引業法施行令 第3条第1項各号において 川崎市では該当しない項目 (※事業完了につき制限がないものを含む)</p>	<p>3 古都保存法 6 特定空港周辺特別措置法 9 大都市地域住宅地等供給促進法 10 地方拠点都市地域整備法 11 被災市街地復興特別措置法 12 新住宅市街地開発法 13 新都市基盤整備法 14 旧市街地改造法 15 首都圏近郊整備地帯等整備法 16 近畿圏近郊整備区域等整備開発法 17 流通業務市街地整備法 19 沿道整備法 20 集落地域整備法 21 密集市街地防災街区整備法 22 歴史まちづくり法 24 住宅地区改良法 29 長期優良住宅法 30 都市公園法 31 自然公園法 32 首都圏近郊緑地保全法 33 近畿圏保全区域整備法 34 都市の低炭素化の促進に関する法律 36 水防法 37 下水道法 41 津波防災地域づくり法 42 砂防法 43 地すべり防止法 47 森林経営管理法 49 踏切道改良促進法 50 全国新幹線鉄道整備法 55 原子炉等規制法 56 廃棄物処理法 59 地域再生法 60 バリアフリー法 62 東日本大震災復興特別区域法 63 大規模災害復興法 64 重要土地等調査法</p>
---	--

※法令名の一部については略称又は通称を用いているものがあります。

本庁舎周辺見取図

